

議案第19号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 1～14 略 <u>(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)</u> <u>15 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</u>	附 則 1～14 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。